

年金に関する手続き



資格喪失(退職)時の手続き

◆一般組合員(正規職員、再任用フルタイム勤務者、会計年度任用職員フルタイム等)

・資格喪失(退職)時に年金支給開始年齢でない方(支給開始年齢未満で退職される方)

退職時の所属所に「一般組合員退職届書」を提出してもらうことにより、将来の年金受給に備えた「年金待機者」になります。当共済組合の年金待機者登録処理の終了後(退職後1年以内)に、公立学校共済組合本部より「年金待機者登録通知書」が送付されますので、大切に保管してください。なお、年金受給開始年齢に到達する2~3か月前に年金請求書がご自宅に送付されます。

・資格喪失(退職)時に既に老齢厚生年金を受給されている方

共済組合から退職者の自宅あてに手続き書類を送付しますので、必ず提出してください。
提出していただくことで、退職までの組合員期間を反映し、年金額の改定および在職支給停止解除を行います。

◆短期組合員(臨時講師、会計年度任用職員パートタイム、再任用短時間勤務者等)

厚生年金保険の日本年金機構への資格喪失手続きは退職時の事業所(所属所または教育委員会)が行います。

年金に関するお問い合わせは、お近くの年金事務所(大津、草津、彦根)または街角の年金相談センター(草津)にお問い合わせください。

障害厚生年金の手続き

在職中に初診日のある傷病により、障害等級に該当する障害状態になった場合、障害厚生年金が支給されます。
障害年金の請求には医師の診断書が必要となりますので、かかりつけの医師に相談の上、手続きを希望される場合は以下にお問い合わせください。また、在職中の組合員についても、障害等級に該当する障害状態になった場合、障害厚生年金が支給されますので、お問い合わせください。

◆一般組合員(正規職員、再任用フルタイム勤務者、会計年度任用職員フルタイム等)のお問い合わせ先

公立学校共済組合滋賀支部 資格給付係年金担当 Tel077-528-4553

◆短期組合員(臨時講師、会計年度任用職員パートタイム、再任用短時間勤務者等)のお問い合わせ先

お近くの年金事務所(大津、草津、彦根)または街角の年金相談センター(草津)

国民年金の加入について

資格喪失(退職)後に厚生年金保険や共済組合に加入する方(第2号被保険者)や第2号被保険者に扶養される60歳未満の配偶者以外の方は、すべて国民年金の第1号被保険者になりますので、お住いの市区町村の窓口で加入手続きを行ってください(扶養されていた60歳未満の配偶者についても、同様に手続きが必要です)。

組合員資格喪失後の「短期給付」

組合員資格喪失後の短期給付の要件に該当し、手続きを希望される場合は資格給付係にお問い合わせください。

- ▶ 出産費 → 1年以上組合員であった方が資格喪失後6か月以内に出産したとき
- ▶ 出産手当金 → 1年以上組合員であった方が産前産後休業期間中に組合員資格を喪失したとき
- ▶ 傷病手当金 → 1年以上組合員であった方が病気や負傷により勤務できなくなり退職した場合で、当該支給要件を満たした場合に支給されます。
- ▶ 埋葬料 → 組合員であった方が資格喪失後3か月以内に死亡したとき



共済組合の資格を喪失する方へ

退職前後の手続きのご案内

退職(臨時講師、会計年度任用職員の任期終了を含む)すると、
その翌日に共済組合員の資格を喪失するため、健康保険や年金に関する手続きを行って
いただく必要があります。退職前後の手続きや、制度は以下のとおりですので、必ず確認してください!

次のような方は、組合員資格が引き続きますので退職時の手続きは不要です!!

- 一定の要件(2か月以上の任用、週20時間以上勤務等)を超える再任用(暫定・定年前)職員として引き続き勤務する方
- 臨時的任用職員(臨時講師等)、任期付職員として2か月以上引き続き勤務する方
- 一定の要件(2か月以上の任用、週20時間以上勤務等)を超える会計年度任用職員として引き続き勤務する方

1 組合員証等の返納

退職日に「組合員証・被扶養者証」や「資格確認書」を所属所に返納してください。

資格喪失後に組合員証等を医療機関で使用した場合は、医療費の7割相当分を返還していただきます!
※「資格情報のお知らせ」は返納不要です。



短期給付事業マスコット
「タンキちゃん」

2 退職後の医療保険制度の選択と加入手続き

退職後はご自身の就労状況や家族構成などにより、必ずいずれかの医療保険制度に加入しなければなりません!

退職後に加入すべき制度はどれなのか、②ページで確認してみましょう!!



3 年金に関する手続き

退職時の手続きや、厚生年金の請求、国民年金の加入手続き等は④ページを確認してください。

組合員種別や年齢により退職時の手続きや年金の受給までの仕組みが異なります!



長期給付事業マスコット
「かめるん」

4 貸付未償還元利金の退職手当から控除

公立学校共済組合から貸付けを受けている方で、

退職時に未償還元利金がある方は、退職手当から控除します。手続きは不要です!



貸付事業マスコット
「おたすケロ」

5 組合員資格喪失後の給付金

資格喪失後でも、出産費、出産手当金、傷病手当金埋葬料が支給される場合があります。

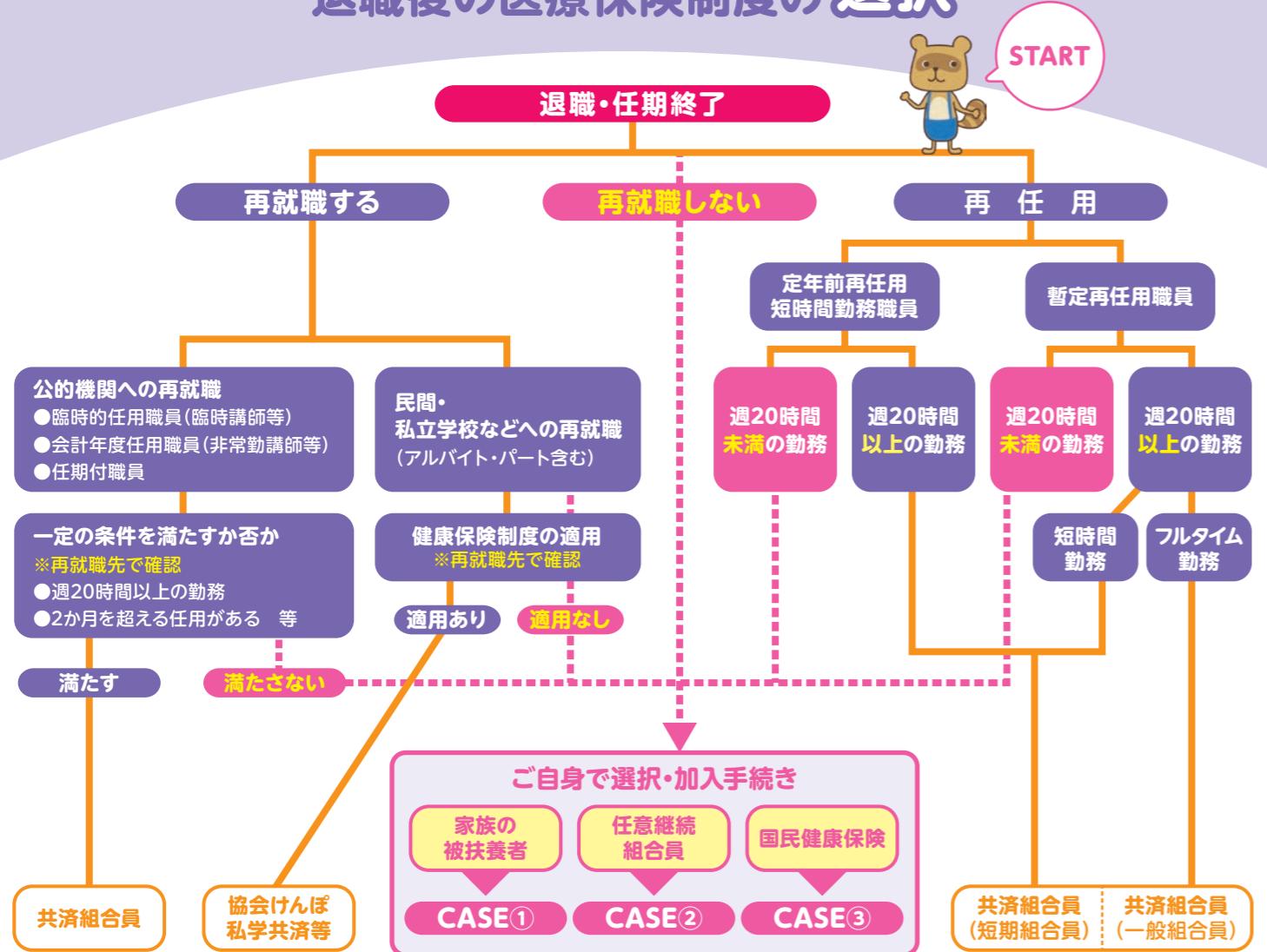
支給要件は④ページ下部を参照してください。



公立学校共済組合滋賀支部 資格給付係

TEL.077-528-4554 Mail : kyufu@25shiga.kouritu.or.jp
ホームページ : https://www.kouritu.or.jp/shiga/

退職後の医療保険制度の選択



CASE①・②・③の選択方法

決め手▶家族(配偶者や子など)が加入する健康保険の「被扶養者」になれるか否か

会社員や公務員として勤務する家族がいる場合は、その家族の職場か健康保険組合に「被扶養者」に該当するか確認してください。

被扶養者に該当する場合

CASE①の手続きを行ってください。
保険料が無料または低額となる一番有利な制度です。

CASE① 家族の被扶養者

被扶養者に該当しない場合

「任意継続組合員制度(CASE②)」か
「国民健康保険(CASE③)」のどちらかを選択

CASE② 任意継続組合員

CASE③ 国民健康保険

《選択する際の判断材料》

▶保険料(掛金)がいくらになるか

任意継続組合員制度の保険料は当支部ホームページで試算できます。国民健康保険の保険料は居住地の市区町村役場や支所の窓口で試算を依頼してください。
(保険料が同程度の場合は、医療給付が手厚い任意継続組合員制度を選択されることをお勧めします。)

▶過去の退職者の傾向

退職後1年目は在職中の報酬が国民健康保険の保険料に反映され高額になるケースが多く、1年目は任意継続組合員を選択し、2年目から国民健康保険に変更される方が多いです。

退職後の医療保険制度の手続き

CASE① 家族の被扶養者

一番有利!

家族の被扶養者になるときの手続き

保険料が無料または低額のため一番有利な制度になりますが、被扶養者の要件を満たす必要があります!!
年収が原則130万円(認定対象者が60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障害を有する場合は180万円)未満で、その家族との身分関係や生計維持関係(同居等)が認められる等、要件は各健康保険組合によって異なりますので事前にご確認ください。

手続きの方法

家族の職場(事業所)に届け出を行う。※期限や要件、必要書類を事前に必ず確認!!

CASE② 任意継続組合員

任意継続組合員制度に加入するときの手続き

退職後に最長2年間を限度に退職前の組合員と同様の医療給付(休業給付を除く)および一部の福祉事業(特定健康診査、特定保健指導)を受けることができる制度です。被扶養者についても在職中と同様に認定が可能で、追加の保険料もありません。※健康保険制度のため、年金制度の適用はありません。

加入条件

- ① 退職の日までに引き続く組合員期間が1年と1日以上ある。
- ② 退職の日から起算して20日以内に共済組合に「任意継続組合員申出書」を提出し、掛金を払い込む。

手続きの流れ

- ①「任意継続組合員申出書」を共済組合に提出
- ②共済組合からご自宅宛てに掛金の振り込み通知
- ③振込期限(退職の日から起算して20日)までに掛金の払い込み
- ④入金確認後、ご自宅宛てに加入通知※を送付

※「資格情報のお知らせ」「資格確認書(マイナ保険証未保有者のみ)」を同封

給与支給明細書の「標準報酬(短期・介護)」に記載された標準報酬月額を基に算定します。事業主負担分がなくなるため、在職中より高額になります。

任意継続組合員制度加入のご案内やQ&A、任意継続組合員申出書、掛金試算シートなどは当支部ホームページの「こんなときガイド(退職するとき)」に掲載しておりますので、ご覧ください。
※年度末退職者については、2月頃に所属所へ加入案内を送付します。



CASE③ 国民健康保険

国民健康保険に加入するときの手続き

CASE①に該当しない場合で、CASE②の任意継続組合員制度の掛金と比較して国民健康保険制度の方が低額な場合に加入します。

手続きの方法

退職時の所属所から「退職証明書」を受領し、お住まいの市区町村の窓口で加入手続きを行います。